

「ねんりんピックかながわ 2022 広報実施計画作成・実施業務及び交流大会種目別実施計画作成業務委託」に係るプロポーザル選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 ねんりんピックかながわ 2022 川崎市実行委員会が策定する広報実施計画の作成・実施業務及び川崎市で開催する交流大会の種目別実施計画作成業務について、プロポーザル方式により契約締結者を選定するにあたり、適正な選定等を行うため、「ねんりんピックかながわ 2022 広報実施計画作成・実施業務及び交流大会種目別実施計画作成業務委託」に係るプロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 提出された書類の審査に関すること。
- (2) 企画提案内容の評価及び事業者の選定に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は次の各号の職にあるものをもって充て、委員長は、健康福祉局長寿社会部長をもって充てる。

- (1) 健康福祉局長寿社会部長
- (2) 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長
- (3) 市民文化局市民スポーツ室担当課長（スポーツ事業推進）
- (4) 公益財団法人 川崎市老人クラブ連合会 常務理事
- (5) 公益財団法人 川崎市スポーツ協会 専務理事

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 委員長が事故その他事由により職務を遂行できないときは、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長がその職務を代行する。

4 委員がやむを得ず欠席する場合は、委員長の指名する代理人がその職務を代行することができる。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の運営上特に必要と認められる場合は、委員長は、委員会の構成員以外の者に対して委員会への出席を求めること、また、意見の照会等を行うことができる。

(書類の審査等)

第5条 委員会は、あらかじめ別に定める基準に基づき、事業者からの提出書類を審査し、

企画提案内容を評価し、及び事業者の選定を行う。

(評価結果の報告)

第6条 委員長は、前条の規定による評価結果をねんりんピックかながわ2022川崎市実行委員会事務局長に報告する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その業務を終えた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、ねんりんピックかながわ2022川崎市実行委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月27日から施行する。